

「おもてなし遍路道ウォーク」
コロナ禍での一日一斉



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク
事務局長)

Harunori
Shishido

1 NPO法人遍路とおもてなしのネットワーク主催・四国遍路世界遺産登録推進協議会共催で第7回一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」が2月23日(水)に開催されます。毎年開催されていますが、一昨年(2020年)・昨年(2021年)はコロナ禍のためにごく一部のグループが歩くだけの不完全な開催になり、残念な思いをしました。今年こそはと願っているのですが、コロナの感染拡大が続いており、開催当日までにピークアウトするかどうか心配です。

このイベントは遍路道を安全に歩けるか、道案内はしっかりしているか、休憩場所やトイレが整備されているかをお遍路さんへのおもてなしの気持ちで点検しようというものです。遍路体験をしてもらってお遍路をする人を増やすというのではなく、お遍路さんのために遍路道の点検を通じて、四国を挙げてお遍路さんが歩きやすい環境を作り上げようという催しです。

2 今回は、これまでといくつかの点で異なっています。一つは、四国遍路の世界遺産登録に向けての活動の中で、地域コミュニティの関わりが重視されることです。四国全体の遍路道を地域の住民が遍路道の点検のために歩くことは、地域の四国遍路に対する思いを具体的な形で示すこととなります。一日一斉に行なうことで、点検する人たちの一体感が生まれ、インパクトが大きくなると期待しています。

今回は関係自治体にも働きかけ、多くの自治体からの申込が見られます。また、一般市民も1人や2人などの少人数のグループでの申込が多く、四国遍路のことを気に掛けておられる方々が多くおられるのではないかと推察できます。

貴会に関わられる中小企業のみならず、参加者募集のチラシを中央会を通じて配布させていただきました。みなさまの参加を期待しています。

さらに、JR四国、日本郵便四国支社、四国電力の3社が発起人となって創設された組織である「四国家サポーターズクラブ」からも全面的な支援をいただいています。「四国家サポーターズクラブ」には多くの企業が参加されているので、大きな

力になります。

3 今回から申込に関わる体制を一新しています。これまでは歩く区間を参加者に自由に選んでいただく方式でしたが、標準的な区間を示していないため同じ区間に多くのグループが重複するという現象が見られました。今回は「遍路道点検マップ」として1区間の長さが10km程度の100を超える区間を標準的な区間割りとして提示し、その中から希望の区間を選択する方式に変更しています。日々、申込状況を反映して区間毎の申込人数を更新してWeb上で掲載しています。これを参考にして、なるべく重複しないような区間を選択してもらえるグループもあるようです。

申込方法も、従来はメール、FAX、電話での申込受付でしたが、FAX、電話はデジタル化の動きにマッチせず、事務作業の複雑さを避けることが出来ませんでした。これをWeb上での入力フォームからの申込に変更することにより、受付事務作業の省力化を図ることができています。一部高齢者などインターネットやIT機器の操作に慣れておられない方に負担を掛け、申込を躊躇されているかもしれないのは工夫の余地があるかもしれません。

4 コロナの感染拡大が続いている状況ですが、参加者には万全な感染防止対策を取って歩いていただき、四国遍路への地元住民の熱意を示して世界遺産登録への大きな力となることを願っています。

「四国は一つ」を揶揄して「四国は一つ一つ」という句で四国の一体感の無さが指摘されます。一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」は四国遍路という四国の貴重な宝を各々の方法で遍路道を点検するという「目的は一つ、アプローチの方法は多様に」というイベントです。みなさまの参加を期待しています。

(今回の申込は1月31日に締め切っていますが、毎年2月23日の天皇誕生日に開催します。来年こそは個別ではありますが一日一斉に四国遍路を歩いて点検し、四国遍路の世界遺産登録を目指しましょう。)

特集

令和3年12月24日、令和4年度予算案等が閣議決定されましたので一部抜粋してご紹介します。

「令和3年度補正予算案」及び「令和4年度当初予算案」のポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等に事業復活支援金を給付するとともに、資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。
- コロナ禍の影響を乗り越え、中小企業・小規模事業者等の雇用・技術といった経営資源を活かした事業価値の向上を実現するため、事業者には細やかに寄り添いながら、事業再構築、承継・再生、生産性向上を支援する。併せて、取引適正化対策を強化し、前向きな投資や賃上げが可能となる環境を整備する。
- 加えて、「災害からの復旧・復興、事前の備え（強靱化）」にしっかり取り組んでいく。

1. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

- 令和4年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に、地域、業種を限定しない形で、事業規模に応じて事業復活支援金を支給する。また、長期化するコロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等が足下で必要とする資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。

補正 事業復活支援金【2兆8,031.7億円】

補正 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援【1,403億円】

2. 事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

- 新分野展開や業態転換等の果敢な取組を支援する事業再構築補助金（令和2年度三次補正1兆1,485億円）を積み増し、新たにグリーン成長枠を設け、売上高減少要件を撤廃するなど、中小事業者等の新たな挑戦を強力に支援するとともに、事業承継・引継ぎ・再生を推し進める。

補正 事業再構築補助金【6,123億円】

- コロナの影響を大きく受けながらも新分野展開、業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援。

補正 中小企業向け事業再編・再生支援事業【757.4億円】

- 事業再編・再生支援を促進する官民連携ファンドの拡充等を実施。

当初 ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【10.2億円（新規）】

- 複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や、「事業再構築」等の取組を支援。

当初 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業【157.7億円】

- 中小企業再生支援協議会や事業承継・引継ぎ支援センターを通じて、中小企業の円滑な再生・事業承継を総合的に支援。

当初 事業承継・引継ぎ支援事業【16.3億円】

- 事業承継・引継ぎ（M&A）に伴う設備投資等の取組や、引継ぎ（M&A）時の専門家活用費等を支援。

税 土地（商業地等）に係る固定資産税の経済状況に応じた措置

- 課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じ、税負担の増加を緩和。

税 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限を1年延長

3. 生産性向上による成長促進

- コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入等を促進する。グリーン・デジタル分野に挑む事業者に対し、新たに「中小企業グリーン・デジタル投資加速化パッケージ」として特別枠を設けて設備投資等を支援する。引き続き、研究開発

補正 中小企業生産性革命推進事業【2,000.6億円】

- 設備投資、販路開拓、ITの導入等を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する継続的な支援を実施。

補正 デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業【12.4億円】

○越境EC市場の獲得促進のため、中小企業の行う海外向けブランディング・プロモーション等を支援。

当初 成長型中小企業等研究開発支援事業(旧:サポイン事業)【104.9億円】

○中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等の取組を支援。

当初 海外展開のための支援事業者活用促進事業(JAPANブランド育成等支援事業等)【5.5億円】

○海外市場の獲得に取り組む中小企業に対し、新商品・サービス開発や展示会出展等を支援。

税 企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化(賃上げ促進税制)

○雇業者全体の給与と教育訓練費を増加させた中小企業が雇業者全体の給与の増加額の最大40%税額控除可能。

税 交際費課税及び少額償却資産の特例措置の延長

○販路開拓等の支援のため交際費課税の特例を延長。事務負担軽減等のため少額償却資産特例を延長。

4. 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

●賃上げが可能な環境の整備にも寄与する「生み出した価値を中小企業・小規模事業者に着実に残す」ため、下請Gメン倍増などの体制強化を実施し、取引環境の改善を図る。加えて、よろず支援拠点・中小企業支援機関による経営相談体制の強化や伴走支援の実施等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境の整備を図っていく。

補正 事業環境変化対応型支援事業【130.4億円】

○課題設定型の伴走支援を全国展開するほか、最低賃金引き上げやインボイス制度導入への対応が求められる中小企業に対し、制度の周知やデジタル化支援・相談等を実施。

補正 取引適正化等推進事業【8億円】

○中小企業向けに、取引価格交渉ノウハウに関するセミナー等を開催し、価格交渉力の強化を支援。

当初 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【40億円】

○各都道府県による支援拠点を整備し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

当初 小規模事業者対策推進等事業【53.3億円】

○中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。

当初 中小企業取引対策事業【8.5億円】

○下請Gメン倍増などの体制強化等を通じた下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺による相談対応等を実施。

当初 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【4.6億円】

○地方公共団体と連携し、中小事業者等が新たな需要を創出するために行う調査分析・施設整備等を支援。

当初 中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.4億円】

○中小企業の経営課題に即した人材確保を支援するとともに、海外展開を担う人材等の育成を支援。

当初 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【10.9億円】

○地方公共団体と連携し、地域の実情に応じた小規模事業者の経営改善のための支援を実施。

5. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開等

<既存予算で対応>がんばろう!商店街事業【令和2年度第3次補正:30億円】

○商店街等が行う需要喚起を目的としたイベント等を支援。

6. 災害からの復旧・復興

補正 地方公共団体による地域企業再建支援事業等【合計:130.4億円】

なお、詳しい情報は、中小企業庁ホームページ「中小企業対策関連予算」
(<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>) においてご確認ください。

FROM青年部 1

青年部研究会を開催 建設協同組合高松総合センター青年部会

1月27日、サン・イレブン高松（高松市）において建設協同組合高松総合センター青年部会が研究会を開催しました。本研修は、「施工管理生産性向上と若手技術者採用・育成の取組み事例～i-Con施工管理とインターンシップを活用した採用活動～」をテーマに、約20名の参加がありました。

ワイズ公共データシステム株式会社・石岡秀貴氏を講師にお招きし、近年、建設業界で推進されている生産性向上を目的とした技術導入や若手技術者の採用と早期育成についての講話がありました。建設業においても働き方改革の必要が生じており、業務の効率化及び若手技術者の採用と定着化は企業としての生き残りにも直結しているため、出席者は熱心に受講していました。



▲蓮井青年部会長



▲石岡講師



▲研修会の様子

FROM青年部 2

組合青年部全国講習会に参加

1月24日、「ホテル日航大分オアシスタワー」（大分市）において新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じた上で組合青年部全国講習会が開催され、全国から青年部の代表者等が参集しました。

講習会では、古手川強二・フドーキン醤油株式会社代表取締役より「成熟産業の生き残り策」、柴山甲子朗・アビリタ株式会社代表取締役より「人材育成～人材を定着させるために企業がするべきこと～」をテーマに講演がありました。

古手川氏からは、醸造業を営む創業160年の自社を例に、成熟産業といわれる業種であっても広い視野を持ち、業績を築いてきた経緯についてのお話がありました。特に、食の西洋化に伴う消費者の嗜好の変化に対応すべく、醤油屋ならではのこだわりで和風ドレッシングを造った経緯は大変興味深く、参加者は熱心に耳を傾けていました。

柴山氏からは、昨今話題となっている若手人材について、離職率が高い傾向にあり、費用や労力を投じて採用を行っても、企業にとって意味の無いものになってしまうが、「今どきの若い者は・・・」と若年層を揶揄してしまうスタンスの経営者が多くいる実情についてのお話がありました。インターネット等の普及によって情報を得る手段が格段に増えた環境で成長してきた若年層と、経営者層では社会環境が全く別物であり、若年層は何を求めているのか、どういった長所や短所があるのかを理解するように企業・幹部・経営者が変わっていかなければいけないといった指摘があり、厳しい意見ながらも多くの参加者が納得していました。

講習会後にはUBAサミットが開催され、全国7ブロックの代表者によるパネルディスカッションが行われ、四国ブロック代表として十河孝浩・本会青年部会長が登壇し、「人材流出を防ぐには」をテーマに議論が交わされました。

最後に、令和4年6月3日に東京都にて開催予定の全国UBA通常総会及び滋賀県にて開催予定の全国講習会のPRがあり、盛会のうちに終了しました。



▲講習会の様子



▲登壇した十河会長



▲次年度総会PRの様子

お詫びと訂正

先月号の本誌において誤りがありました。関係者の皆様に深くお詫びすると共に、下記に正しい内容を掲載します。

P28

(正) 損害保険ジャパン株式会社 高松支店長 岡田 淳

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

経営者のための
退職金制度です!



チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
 詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問はこちらをクリック
 24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済

Be a Great Small.
中小機構

小規模共済 検索

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	聖域	コムドット やまと	KADOKAWA / 1,430円
2	寂聴 九十七歳の遺言	瀬戸内寂聴	朝日新聞出版 / 825円
3	人は話し方が9割	永松茂久	すばる舎 / 1,540円
4	NHK大河ドラマ・ガイド 鎌倉殿の13人 前編	三谷幸喜 NHKドラマ製作班	NHK出版 / 1,210円
5	ヒトの壁	養老孟子	新潮社 / 858円

香川県書店商業組合調べ

変異株への懸念により 多くの事業者が先行きには慎重姿勢

2021年12月

Industry Information

製造業	食料品	<ul style="list-style-type: none"> ●12月に業務用小麦粉価格が値上げになった。コロナ感染者の減少により、観光地等に人が戻りつつあるものの、原材料価格の値上げ、物流費などが上昇し、経営環境は厳しい。(製粉製麺) ●出荷量ベースでは、組合全体として前年同月対比94.2%(11月分)、出荷量比較としては、前年累計対比97.3%。当組合の12月定例会では、①原料高騰による「商品値上げ」のタイミング、②主力原材料の状況、③輸送手段(コンテナ)の現状等について意見交換があった。(調理食品) ●日本冷凍食品協会による10月の冷凍食品生産数量は昨対103.2%となり、1~10月の累計では100.4%となった。緊急事態宣言が解除されたことが大きく影響した。直近12月は、企業活動や旅行・帰省などで人が動いていることによって荷動きも回復してきている。このまま感染拡大が収まり、荷動き回復が続くことを願いたい。(冷凍食品) ●12月の組合員業況は、ほぼ前年同月比100%の売上高状況で推移している。組合の出荷状況も前年同期比99%程度の売上状況である。2021年はコロナ禍における食品としての醤油の消費者動向を観察する上で貴重な体験となった。(醤油)
	繊維工業	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ感染症は県内及び全国的に減少傾向にあるが、本来最も販売が期待されるクリスマス前の主な消費地である首都圏が暖冬のため、量販・百貨店等の販売は厳しい状況であった。ゴルフ手袋を中心としたアウトドア用手袋の需要は順調に回復しており、生産地インドネシア・ベトナムのコロナ感染症によるロックダウンは解除されているが、いまだ50%出勤の規制は続いており、製造は回復していない。また、少量の製品でも発注元に納入するため、コンテナが使えず、航空便で発送する運賃の負担が利益を圧縮している。(手袋)
	木材・木製品	<ul style="list-style-type: none"> ●ウッドショックも長引き、落ち着く感はない。原油高、円安も追い打ちとなり、2022年はスタートから材料高騰と品薄で苦しい展開になる。商品価格への転嫁も限界であり、見通しは悪い。(家具) ●コロナ禍での巣ごもり増加による新築住宅が増えたが、木材不足と住設機器の遅れにより住宅引き渡しが遅れている。(製材) ●コロナ禍によるライフスタイルの変化等で生じたウッドショックの影響が未だ収束せず、木材、資材等の流通が悪く、高値が続いており、これを契機に高値が常態化するのではないかと危惧される。(木材)
	印刷	<ul style="list-style-type: none"> ●経済活動がまだまだ活発に動いていないように感じる。(印刷)
	窯業・土石製品	<ul style="list-style-type: none"> ●昨年末よりセメント等材料費の値上げ要請があり、次期取引価格改定について早急な検討が必要である。(生コン) ●受注の減少に伴う稼働率低下が長期間続いているため、助成金等の制度を利用しながら雇用継続をしている事業所が多い。先行きの不安や生産性・効率性の低下など業況に悪影響を与えている。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品	<ul style="list-style-type: none"> ●受注が思ったほど伸びていないのは、電子部品等の調達難による発注量の抑制にありそうである。加えて、石油関連製品や原材料の高騰で単価に転嫁できないジレンマがある。じわじわと収益に影響を及ぼしつつある。(鋳物) ●建築鉄骨需要は、首都圏を中心として全国的には端境期から回復傾向にあるが、地方によって格差がある。県内物件は経済回復の遅れもあり、依然として低調の状況が続いている。また、鋼材価格の高騰と調達難が重なり、経営面では厳しい舵取りが続くと予想される。(建設用金属)
	輸送用機器	<ul style="list-style-type: none"> ●前月同様、依然景気回復の兆しはない。(造船)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●2022年こそはイベント、祭り等が復活すると考えていたが、コロナのオミクロン株大流行の兆しがあり、大変不安視している。(団扇) ●コロナが少し落ち着き、売上も前年よりは戻ってきたが、まだ例年の年末に比べると50~60%くらいである。令和4年も変異株流行の兆しがあり、どうなっていくのか心配である。(漆器) ●12月の業況は前月と比べてわずかに増加した。小売部門も増加している。防衛省の布団も順調に出荷できており、同業他社も忙しく好調である。(綿寝具) 	
非製造業	小売業	<ul style="list-style-type: none"> ●12月上旬はコロナが少し下火になった頃合いで忘年会などが多く見られ、業務用納品の組合員の業績が上昇した。(青果物) ●消費者の購入控え等の影響から取扱量が前月に比べ5%程度減少している組合員が多い。利益面も県外安売業者の問題から前年に比べて利益幅が悪化している。収益回復の見込みが立たないとの理由で12月末に高松市内において1SSが閉鎖した。(石油) ●年末商戦は昨年度と比べると悪かった。一方、修理の依頼が非常に目立ったが、通販や量販店で買った顧客からの依頼であり、地域電器店は頭の痛いことである。(電機)
	商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●12月はコロナ感染拡大には至らず、外出、レジャー、少人数の会食に伴う関連の消費は活況を見せた。ただ、前年に対して売上や通行量は上回るものの、コロナ前と比較しての数字は80%前後と弱い。相変わらず宝飾品、時計、雑貨、美術品の高額品は堅調で、海外旅行が再開し、支出先が変わるまでしばらくこの動きは衰えることはなさそうである。飲食店において酒類を提供しない店は売上が復活してきているが、酒類を提供する夜営業が中心の店は大人数の宴会が控えられていることや急激な需要の回復に対して従業員の確保が追いつかない店も多く、定員規模の大きな店ほど苦戦が続いている。婦人服、雑貨は冬らしい寒い日も多かったことから季節物を中心に売上は回復傾向にあり、外食や会食の増加に伴い必要となる機会も多く、底堅く増加している。商店街の新規出店は、このところブランド買取専門店が続いており、断捨離や終活による需要の高まりや家賃の低下が出店を後押ししているものと見られる。また、当組合では3回目のコロナワクチン集団接種に対応すべく、政府に申請を出しており、地域貢献とお客様の安心安全を両立させたいと考えている。(高松市) ●飲食店にとって2年続きの厳しい年の瀬だった。新型コロナウイルスのオミクロン株感染拡大の心配もあり、忘年会は激減。その上、小麦粉、油等々の値上げラッシュで原価に打撃を受けるものの来店客も減少しており、商品に転嫁できず、頭を抱えている。次月はもっと厳しくなりそうである。(高松市) ●コロナのため、商店街での通行人(買い物客)が減少している。(坂出市)

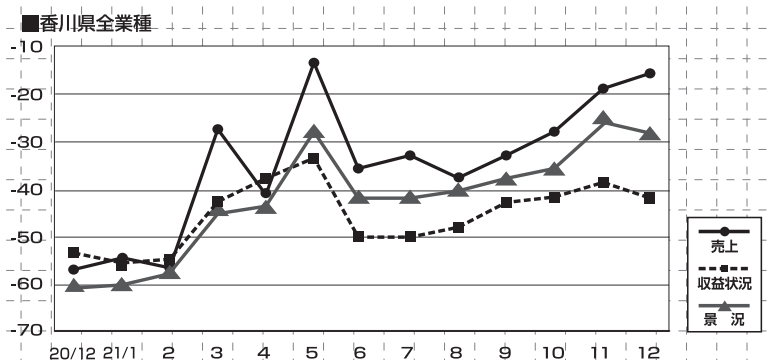
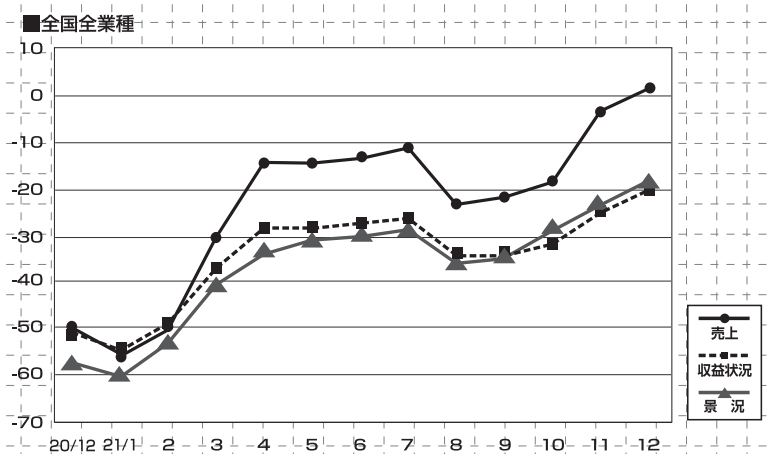
12月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-14.6ポイントで前月調査の-18.8ポイントから4.2ポイント改善したが、収益DI値は-39.6ポイントで前月調査の-37.5ポイントから2.1ポイント、景況DI値は-27.1ポイントで前月調査の-25.0ポイントから2.1ポイントそれぞれ悪化した。
 新たな変異株の動向が見通せないなか、多くの事業者が先行きの景況感に慎重な見方をしている。経済活動への影響の長期化に伴い、今後の資金繰りや雇用の面で悪影響が懸念される。

非製造業	商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●数年前から12月は「かきいれ時」でなく、いつもの月と「変わらない月」になっている。今年は特に月の前半から中盤にかけてひどく、悲惨な状況といえる内容だった。12月下旬になり、正月用の必需品を買う動きはあったが、決して活発な内容でなく消費の停滞を強く感じた。飲食関係の忘年会需要も、低調だった様子である。(丸亀市) ●他県ナンバーの車両が12月後半は増えた様子だが、買い回りには繋がらず、近隣の宿に賑わいは見えない。巣ごもり帰省による一時的な増加と思われる。また、2021年の統計で全国的に家庭収入が減ったにも関わらず、個人資産は史上最高だという事はいかに財布の口が堅くなったことか。俟約して使わなくなった現金を次年に繰り越して予算に含めず貯蓄にまわし、次年は、さらに減少するかもしれない収入を想定して、その予算の範囲内で生活、消費、俟約→貯蓄という負のスパイラルは当面、地方でも続きそうである。(観音寺市)
	サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ●県内組合員調査結果(2021年11月末時点)によると11月の宿泊については、秋の紅葉シーズンと「新かがわ割」の実施が重なり、また、大型宿泊施設では修学旅行によって前月より相当の改善が見られた。一方、2022年1月以降の宿泊予約については、旅行者が今後の感染状況を注視して予約を手控えていると思われる。また、夜の宴会は依然として低調である。(旅館) ●美容業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインが感染症の専門家及び厚生労働省の助言に基づき、令和3年11月17日に改訂された。今回の主な内容は、ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないよう留意することを明記するなど8項目が改訂追加された。(美容)
	建設業	<ul style="list-style-type: none"> ●インボイス制度の導入を踏まえ、建設業において懸念される問題として、下請事業者が免税事業者である場合には、元請事業者が消費税を控除できなくなる点がある。元請事業者がこうした問題を解消するために「無理やり適格請求書等発行事業者になる事を選択させ、さもなければ取引をしない」といった対応をとる事も懸念される。そういった事が起こらないように下請事業者が自己の意思表示を明確にし、元請業者と協議、合意し、合意書を残す事が重要となる。建設業法違反にならないためにも、業界全体で早急に取り組んでいく必要性を感じる。(総合建設) ●資材価格の高騰が続いている中、元請からの発注価格が下がっている。(板金工事)
	運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、営業収入、輸送人員ともに減少しており、非常に厳しい経営状況が続いている。(タクシー) ●令和3年11月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、0.6%増となり、対前月比では0.9%減となった。また、11月分利用車両数の対前年同月比は、1.0%増となった。(トラック) ●国土交通省が行った新型コロナウイルス感染症による貨物自動車運送業業界への影響調査(2021年11月時点・2019年同月比)によると、運送収入については、20%以上減少した事業者が10月は全体の13%であったが、11月は14%となった。品目別の運送収入については、生産活動の停滞等の影響により、11月は完成自動車等が6%、鉄鋼厚板等が4%減少となった。(貨物)

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品	☀️☁️	☁️	☁️
	繊維・同製品	☁️	☁️	☁️
	木材・木製品	☀️☀️	☀️☀️	☀️☀️
	印刷	☁️☁️	☁️☁️	☁️☁️
	窯業・土石製品	☁️	☁️	☁️
	鉄鋼・金属製品	☀️☀️	☁️	☀️☀️
	輸送用機器	☁️	☁️☁️	☁️☁️
	その他	☁️☁️	☁️☁️	☁️☁️
	非製造業	卸売業	☁️☁️	☁️☁️
小売業		☁️☁️	☁️☁️	☁️☁️
商店街		☁️☁️	☁️☁️	☁️☁️
サービス業		☁️☁️	☁️☁️	☁️☁️
建設業		☁️☁️	☁️☁️	☁️☁️
運輸業		☁️☁️	☁️☁️	☁️☁️
その他		☁️☁️	☁️☁️	☁️☁️

DI値の推移 (対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chukai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

○中小企業向け制度

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一般的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 ①直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方 ②業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合や、店舗増加や合併、業種転換等により前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等で、直近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a.過去3カ月(直近1カ月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10～12月の平均売上高
資金用途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給(※1)	下記に記載の通り
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：6億円以内

(※1)利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2)元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

[利子補給制度について]

- ①残高2億円まで、当初3年間、0.9%を利子補給
- ②残高6億円まで、お借入期間中、商工中金所定の利率が日本政策金融公庫の基準を上回る場合にその差分を利子補給
- ③特別利子補給制度(注)

[特別利子補給制度について]

別途「特別利子補給制度」により、一定の要件を満たす方は、元高3億円のお借入残高に対して、当初3年間は金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。

※一定の要件：売上減少が中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上等

※利子補給金の請求に関する具体的な手続き、要件に関する事項、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業基盤整備機構ホームページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株式会社商工組合中央金庫
高松支店

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL.087-821-6145

FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1)最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	8,000万円	
	中小企業事業	6億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内) 運転資金 15年以内(5年以内)		
利率(年) (注1)	国民生活事業	6,000万円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率-0.9% 4年目以降：基準利率
		6,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	3億円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率-0.9% 4年目以降：基準利率
		3億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1)基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。
(注2)一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間は実質無利子となります。

〈支店窓口〉株式会社 日本政策金融公庫 高松支店

URL：http://www.jfc.go.jp

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

ご活用ください。 産業雇用安定センター

(当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益財団法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍の支援業務を行っています。)

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人
産業雇用安定センター

〒760-0054 香川県高松市常磐町1丁目3-1 **香川事務所**
瓦町FLAG 9階

TEL:087-802-6355

FAX:087-802-6357

ご利用時間

9:00~17:00

(土・日・祝日は除く)

